

# 断捨離 補助金

## 【日野町空き家情報等処分費補助金制度概要】

◆目的	日野町空き家情報への登録を促進し、移住者または若年世帯の定住促進を図るため、空き家に残されている家財道具等を処分する費用を補助します
◆対象者 <small>(賃貸借・売買契約の成立が条件)</small>	○日野町空き家情報に登録された物件の所有者  (賃貸借契約時に補助金の交付を受ける場合、5年間日野町空き家情報に空き家を登録し移住者または若年世帯に貸し出すこと)  ○空き家の入居者(所有者の承諾が必要)で5年間以上日野町に定住する者
◆募集期間	随時募集していますが、予算に限りがありますので早めにご相談ください
◆補助対象	日野町空き家情報に登録された空き家に放置されている家財道具を処分するために必要な経費
◆補助率等	○補助率 10/10  ○補助上限額 40万円
◆手続方法	①日野町空き家家財道具等処分費補助金交付申請書を提出  ②町が状況を確認し交付決定  ③家財道具の処分が完了したら完了届を提出  ④完了届を確認し補助金を確定  ⑤補助金の請求  ○予算がなくなり次第受付を終了します  ○補助対象要件を欠くことになった場合、補助金を返還していただきます
◆注意事項	○予算がなくなり次第受付を終了します  ○補助対象要件を欠くことになった場合、補助金を返還していただきます
◆提出先	日野町役場企画政策課 TEL 0859-72-0332